

氏 名 (法人にあっては名称)	株式会社エナリス・パワー・マーケティング
住 所	東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 1

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	無		
電 気 事 業 の 概 要	親会社である株式会社エナリスにて、EMSの普及業務、環境配慮型メニューの普及業務、電源獲得業務、需給管理業務を行い、計画を推進します。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	親会社である株式会社エナリスにて、EMSの普及業務、環境配慮型メニューの普及業務、電源獲得業務、需給管理業務を行い、計画を推進します。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023 年度）	0.381（kg-CO ₂ /kWh）	0.449（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024 年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2028 年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2038 年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
供給量に応じて非化石証書の調達を行うことで、排出係数を低減することを目標とします。 長期目標に関しては、エネルギー供給構造高度化法における非化石エネルギー目標比率44%を達成することを目標に推進していきます。			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2028 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2038 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) —		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	16,717 (千kWh)	100.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力活用 (千kWh)	— (%)
	短期目標 (2028 年度)	極力活用 (千kWh)	— (%)
	長期目標 (2038 年度)	極力活用 (千kWh)	— (%)
	(目標に係る措置の内容) 需要の拡大に合わせて太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入量を拡大できるよう、予測技術の向上を図るとともに、非化石証書の調達および電源獲得活動を実施します。 長期目標に関しては、エネルギー供給構造高度化法における非化石エネルギー目標比率44%を達成することを目標に推進していきます。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーの活用に関して現在具体的な目標はありませんが、今後検討していきます。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	将来にわたり、自社で火力発電所を保持する予定はありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	需要家に対して、親会社である株式会社エナリスの提供するEMSを紹介し、節電を促すことで使用電力量の削減を図ります。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	高度化法対策および需要に応じ、非化石証書取引およびJクレジット調達を実施します。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。